

○徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例施行規則

平成26年1月15日規則第1号

改正

令和3年4月1日規則第7号

徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成25年条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により飼い猫の登録をしようとする者は、登録申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(マイクロチップの埋込みの処置及びその個体識別の届出)

第3条 条例第6条第4項の規定により、飼い猫の登録を行った者は、30日以内にマイクロチップの埋込みの処置及びその個体識別番号の届出を行わなければならない。

(鑑札の再交付申請)

第4条 条例第8条の規定により鑑札の再交付を受けようとする者は、鑑札の再交付申請書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(登録の変更及び抹消届出)

第5条 条例第9条第1項の規定により飼い猫の登録の変更又は抹消の手続を行おうとする者は、飼い猫登録変更届（第3号様式）、飼い猫登録抹消届（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第9条第2項の規定により、飼い主が前項の規定による飼い猫の登録抹消の届出を行った場合には、遅滞なく飼い猫の登録を別に定める台帳から削除するものとする。

(マイクロチップの埋込み)

第6条 条例第6条第4項のマイクロチップは、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものでなければならない。

(多頭飼養に係る許可の申請)

第7条 条例第15条第2項の規定による多頭飼養に係る許可の申請は、登録申請書〔第1号様式（その2）〕を提出して行うものとする。

2 町長は、前項の申請に対しては、当該申請者の飼育に係る資力、能力、環境等を厳正に審査する。

3 町長は、申請者に対して聴聞をすることができる。申請者は、町長からの聴聞に誠実に応対しなければならない。

4 町長は、申請者が猫を多頭飼養することに対して許可する場合には、その旨を登録し、飼い主に飼い猫の鑑札を交付するものとする。

(譲渡のあっせんの申込み)

第8条 条例第18条第1項の規定による譲渡のあっせんの申込みは、飼い猫登録抹消届（第4号様式）を提出して行うものとする。

(猫の保護収容に係る公示)

第9条 町長は、条例第20条第2項の規定により飼い主の判明しない猫を保護収容したときは、当該猫の特徴、保護収容した日時、場所その他必要な事項を7日間公示するものとする。

(保護収容された猫の返還にかかる条件)

第10条 条例第20条第3項の規定による保護収容された猫の返還に係る条件は次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条に定める飼い猫の登録及び明示を行うこと。
- (2) 条例第13条に定める飼い猫の逸走の防止を行うこと。
- (3) 条例第22条第1項に定める費用を負担すること。

(猫の譲渡)

第11条 条例第20条第3項の規定による保護収容された猫の譲渡に係る条件は譲渡誓約書〔第5号様式及び第5号様式(その2)〕に定めるものとする。

2 前項の条件を満たし、猫の譲渡を受けようとする者は、町長に譲渡誓約書〔第5号様式及び第5号様式(その2)〕を提出しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式 (飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第6条関係)

第1号様式 (飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第6条関係)

年 月 日

飼 い 猫 登 録 申 請 書

徳之島町長 殿

飼い主に関する情報	フリガナ		電話番号 (自宅・携帯)	
	飼い主名		集落名	
	郵便番号	〒		
	住所			

飼い猫に関する情報1	飼い猫の所在地	飼い主と同じ ・ その他 (右欄に記入)		
	飼い猫名		ネコの種類	
	毛色		性別	♂ ・ ♀
	生年月日	年 月 日	飼育状況	室内 ・ 内外 ・ 屋外
	マイクロチップ装着	済 ・ 未	マイクロチップ番号	
	不妊去勢手術有無	済 ・ 未	不妊去勢手術年月日	
	その他備考			
	鑑札番号 (登録番号)		登録年月日	

※太線の枠内は、記入しないでください。

※登録手数料：1匹につき500円

2匹目以降の登録がある方は裏面へ

飼いネコに関する情報②	飼い猫の所在地	飼い主と同じ ・ その他 (右欄に記入)		
	飼い猫名		ネコの種類	
	毛色		性別	♂ ・ ♀
	生年月日	年 月 日	飼育状況	室内 ・ 内外 ・ 屋外
	マイクロチップ装着	済 ・ 未	マイクロチップ番号	
	不妊去勢手術有無	済 ・ 未	不妊去勢手術年月日	
	その他備考			
	鑑札番号 (登録番号)		登録年月日	

飼いネコに関する情報③	飼い猫の所在地	飼い主と同じ ・ その他 (右欄に記入)		
	飼い猫名		ネコの種類	
	毛色		性別	♂ ・ ♀
	生年月日	年 月 日	飼育状況	室内 ・ 内外 ・ 屋外
	マイクロチップ装着	済 ・ 未	マイクロチップ番号	
	不妊去勢手術有無	済 ・ 未	不妊去勢手術年月日	
	その他備考			
	鑑札番号 (登録番号)		登録年月日	

飼いネコに関する情報④	飼い猫の所在地	飼い主と同じ ・ その他 (右欄に記入)		
	飼い猫名		ネコの種類	
	毛色		性別	♂ ・ ♀
	生年月日	年 月 日	飼育状況	室内 ・ 内外 ・ 屋外
	マイクロチップ装着	済 ・ 未	マイクロチップ番号	
	不妊去勢手術有無	済 ・ 未	不妊去勢手術年月日	
	その他備考			
	鑑札番号 (登録番号)		登録年月日	

※太線の枠内は、記入しないでください。
 ※登録手数料：1匹につき500円

第1号様式（その2）（飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第15条関係）

第1号様式（その2）（飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第15条関係）

飼いネコに関する情報	飼い猫の所在地	飼い主と同じ ・ その他（右欄に記入）		
	飼い猫名		ネコの種類	
	毛色		性別	♂ ・ ♀
	生年月日	年 月 日	飼育状況	室内 ・ 内外 ・ 屋外
	マイクロチップ装着	済 ・ 未	マイクロチップ番号	
	不妊去勢手術有無	済 ・ 未	不妊去勢手術年月日	
	その他備考			
	鑑札番号 （登録番号）		登録年月日	

飼いネコに関する情報	飼い猫の所在地	飼い主と同じ ・ その他（右欄に記入）		
	飼い猫名		ネコの種類	
	毛色		性別	♂ ・ ♀
	生年月日	年 月 日	飼育状況	室内 ・ 内外 ・ 屋外
	マイクロチップ装着	済 ・ 未	マイクロチップ番号	
	不妊去勢手術有無	済 ・ 未	不妊去勢手術年月日	
	その他備考			
	鑑札番号 （登録番号）		登録年月日	

飼いネコに関する情報	飼い猫の所在地	飼い主と同じ ・ その他（右欄に記入）		
	飼い猫名		ネコの種類	
	毛色		性別	♂ ・ ♀
	生年月日	年 月 日	飼育状況	室内 ・ 内外 ・ 屋外
	マイクロチップ装着	済 ・ 未	マイクロチップ番号	
	不妊去勢手術有無	済 ・ 未	不妊去勢手術年月日	
	その他備考			
	鑑札番号 （登録番号）		登録年月日	

※太線の枠内は、記入しないでください。

※登録手数料：1匹につき500円

第2号様式（飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第8条関係）

第2号様式（飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第8条関係）

年 月 日

鑑札の再交付申請書

徳之島町長 殿

申請事由（○で囲んでください）	
鑑札の紛失 ・ 鑑札の破損	
その他記述欄	

飼い主に関する情報	フリガナ		電話番号 (自宅・携帯)	
	登録飼い主名		集落名	
	郵便番号	〒		
	住所			

飼い猫に関する情報	無くした鑑札番号（登録番号）			
	飼い猫の所在地	飼い主と同じ ・ その他（右欄に記入）		
	飼い猫名		飼育状況	室内 ・ 内外 ・ 屋外
	マイクロチップ装着	済 ・ 未	マイクロチップ番号	
	不妊去勢手術有無	済 ・ 未	その他備考	
	新鑑札番号 (登録番号)		登録年月日	

※太線の枠内は、記入しないでください。

※登録手数料：1匹につき250円

第3号様式（飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第9条関係）

第3号様式（飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第9条関係）

年 月 日

飼 い 猫 登 録 変 更 届

徳之島町長 殿

届出事由（○で囲んでください）	
飼い主情報の変更 ・ 飼い主の変更	
飼い猫情報の変更	
その他記述欄	

→「飼い主に関する情報変更」へ
→「飼い猫に関する情報変更」へ

太字項目以外は変更箇所のみ記入ください

飼い主に関する情報変更	登録飼い主名 <必ずご記入ください>			
	フリガナ	新		電話番号 (自宅・携帯)
		旧		
	飼い主名	新		集落名
		旧		
	郵便番号	新	〒	
旧		〒		
住所	新			
	旧			

飼い猫に関する情報変更	鑑札番号（登録番号） <必ずご記入ください>					
	飼い猫の所在地	新				
		旧				
	飼い猫名	新		飼育状況	新	室内 ・ 内外 ・ 屋外
		旧			旧	室内 ・ 内外 ・ 屋外
	マイクロチップ装着	新	済 ・ 未	マイクロチップ番号	新	
		旧	済 ・ 未		旧	
	不妊去勢手術有無	新	済 ・ 未	不妊去勢手術年月日	新	
旧		済 ・ 未	旧			
その他備考			届出年月日			

※太線の枠内は、記入しないでください。

第4号様式（飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第9条関係）

第4号様式（飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第9条関係）

年 月 日

飼 い 猫 登 録 抹 消 届

徳之島町長 殿

届け出事由（○で囲んでください）	
島外転渡 ・ 行方不明 ・ 死亡	
その他記述欄	

次のとおり飼い猫登録の抹消を行いたいので、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例第8条の規定により、鑑札を添えて届け出ます。

飼い主に関する情報	フリガナ		電話番号 (自宅・携帯)	
	飼い主名		集落名	
	郵便番号	〒		
	住所			

飼い猫に関する情報	鑑札番号（登録番号）			
	飼い猫の所在地	飼い主と同じ ・ その他（右欄に記入）		
	飼い猫名		不妊去勢手術有無	済 ・ 未
	マイクロチップ装着	済 ・ 未	マイクロチップ番号	
	その他備考		届出年月日	

※太線の枠内は、記入しないでください。

譲渡誓約書

徳之島町長 殿

譲り受けた猫について、下記の事項を遵守し、
家族の一員として生涯愛情と責任を持って飼養することを誓います。
尚、この誓約書に違反した場合は、今後、猫の譲り受けが認められないことについて同意します。

記

- (1) 動物取扱業を行っていません。
- (2) 集合住宅に居を持っていません。
(但し、管理者の同意書を提出できる者は、この限りではない。)
- (3) 猫の譲り受けについて家族の同意が得られています。
- (4) 徳之島町内においては飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例を遵守します。
- (5) 譲り受け後、別の者への再譲渡、遺棄、処分はしません。
(やむを得ない理由で再譲渡の必要性が生じた場合は町長の指示に従います。)
- (6) 猫の本能、習性等を十分に理解し、ウイルス検査、ワクチン接種など健康管理に努めます。
- (7) 猫は、原則室内で飼養します。
- (8) 譲り受け後、避妊去勢手術を行い、不必要な繁殖を防止します。
- (9) 近隣の住民に迷惑をかけるような方法で飼育しません。
- (10) 譲り受けた猫に関する全責任は私に帰属します。

飼い主名：
住 所：
電話番号：

事務記録欄：猫の情報（保護日、保護場所、性別、特徴、不妊化手術の実施、マイクロチップ番号など）を記入

譲渡誓約書（団体）

徳之島町長 殿

譲り受けた猫について、下記の事項を遵守し、愛情と責任を持って世話することを誓います。
尚、この誓約書に違反した場合は、今後、猫の譲り受けが認められないことについて同意します。

記

- (1) 猫の生理生態を熟知し、十分な飼育経験を有している
- (2) 猫の適切な飼育施設を有している
- (3) 猫の適切な健康管理を実施する
- (4) 徳之島町内においては猫飼養条例を遵守する
- (5) 譲渡個体については、責任を持って最終譲受者に譲渡する
- (6) 第一種動物取扱業者への再譲渡は行わない
- (7) 近隣住民に迷惑をかけない方法で猫の飼養管理を行う
- (8) 譲り受けた猫に関する全責任を負うことを認める

団 体：
代表者名：
住 所：
電話番号：

事務記録欄：猫の情報（保護日、保護場所、性別、特徴、不妊化手術の実施、マイクロチップ番号など）を記入